

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さま、おはようございます。ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

総務委員会委員長 樽井さんから令和元年12月6日付をもって議案2件が、議員 石橋さんほかお一人から12月3日付をもって議案1件が、議員 高本さんほか5人から12月5日付をもって議案1件が、議員 田中さんほか6人から12月12日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において2番 垣内さん、6番 辻本さんの2人を指名いたします。

日程第2 議案第10号 橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について から、日程第5 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件

○議長（土井裕美子君）日程第2 議案第10号 橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について から、日程第5 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定に

ついて までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 16番 樽井さん。

〔16番（樽井豪男君）登壇〕

○16番（樽井豪男君）それでは、去る12月5日の本会議において本委員会に付託された議案第10号 橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、議案第11号 橋本市市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月6日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第10号、議案第11号、議案第12号は、いずれも地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、令和2年度から会計年度任用職員の給与及び費用弁償について新たに定めるもの、並びに関係条例の所要の改正を行うものである。

委員から、本制度創設に伴う該当職員の勤務時間について ただしがあり、本市では市民病院に勤務する一部職員を除き、パートタイム職員として7時間半勤務とする との答弁がありました。

保育士が勤務時間内に業務を終えることが難しい中、現行の臨時職員が会計年度任用職員へ移行することに伴い勤務時間が短縮されることから、短縮部分に係る業務の対応について ただしがあり、正規職員の適正配置等

により、保育園の運営及び影響を最小限に抑えるよう努める との答弁がありました。

雇用継続について上限があるか とのただしがあり、昇給には上限を設定しているが、雇用継続について上限はない との答弁がありました。

会計年度任用職員の能力に応じて給与に反映させる考えはあるか とのただしがあり、正規職員を対象に実施している人事評価制度を当該職員に対しても導入することとしているが、評価方法や給与への反映について現時点で国から指針が示されておらず、本市においても定まっていない状況である との答弁がありました。

国家資格を有する等の専門性の高い職員に対しては、昇給回数の上限を設定せず経験年数や能力に応じて昇給すべきでは とのただしがあり、国は一定の上限を設定することが適当であるとしている本市においても設定している。また、詳細な昇給内容については各自治体の裁量によるものとされており、正規職員の給与制度に準じた内容としている との答弁がありました。

本制度創設に伴う人件費の増加見込み額について ただしがあり、仮に現行の嘱託及び臨時職員全員が会計年度任用職員に移行した場合、5年後には約8,800万円、市民病院においては同約4,800万円である との答弁がありました。

会計年度任用職員数の推移について ただしがあり、今は定年延長に係る制度設計が定まっていないものの、総務省からは、定年退職後、再任用を希望する職員については、公的年金の受給開始年齢に達するまでの間、当該自治体で任用されたいと要請があることから増加していくと考える。しかし、職員定数の適正管理を行う中で、雇いどめをせざるを得ない状況になることも考えられる との答

弁がありました。

議案第25号は、橋本市市民活動サポートセンターの指定管理者として、社会福祉法人橋本市社会福祉協議会を令和2年4月1日から5年3月31日までの3年間指定するものである。

委員から、指定管理候補者の良好な実績内容により、指定管理期間を3年以上とすることを検討したか とのただしがあり、検討はしなかったが、期間を長く設定することで、物価変動等の社会情勢の変化への対応が難しくなることから、現時点では3年が妥当だと考えている との答弁がありました。

当該センターの夜間利用について ただしがあり、保健福祉センターの閉館時間に準じ、火曜日と木曜日に限り夜間の利用を実施している との答弁がありました。

以上で報告を終わります。慎重な審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありません

ので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について から、
日程第8 議案第19号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について までの3件

○議長（土井裕美子君）日程第6 議案第17号橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について から、日程第8 議案第19号橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）おはようございます。

去る12月5日の本会議において本委員会に付託された議案第17号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について、議案第18号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第19号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を審査するため、12月9日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第17号は全会一致で原案可決、議案第18号及び議案第19号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第17号は、道路法の規定による道路占用料の徴収方法に係る事項を明確化するとともに、督促手数料及び延滞金の徴収に必要な事項を新たに定めるものである。

委員から、徴収方法に係る事項が明確化されたことに伴う周知について ただしがあり、実務的には現在と同じであることから、特段周知は行わない との答弁がありました。

滞納状況について ただしがあり、今回の条例案に当てはめると、平成30年度において督促の対象となるものが1件である との答弁がありました。

議案第18号は、公営企業法を適用した下水道事業において収益状況の改善を図り、継続可能な事業運営を行うため、下水道使用料の改定を行うものである。

委員から、下水道事業の経営予測によると、営業費用は年々増加傾向にあるが、その要因は とのただしがあり、施設の老朽化に伴う修繕費が主な要因である との答弁がありました。

農業集落排水利用者が公共下水道へ接続がえする場合において新たにかかる費用と接続後の使用料金の増減について ただしがあり、農業集落排水の利用者は当該施設の整備時にその負担を、また、整備後の加入者は受益者分担金を支払っていることから、接続がえ時には新たな負担金は発生しない。接続後の使用料金については、一般的な世帯において標準的な使用水量により試算したところでは、料金改定後においても同等以下となるが、使用水量が多くなると逆算する場合もある との答弁がありました。

農業集落排水事業と公共下水道事業の統合を進める上での農業集落排水利用者に対する説明について ただしがあり、既に吉原地区及び山田・出塔地区において説明会を開催し、宅内排水設備の管理方法に係る課題はあるが、

概ね理解は得られているものと考えているとの答弁がありました。

今後の下水道拡張工事は、接続率が100%を見込める箇所しか実施しないとのことであるが、接続意思の確認方法は とのただしがあり、接続同意書により意思の確認をした上で工事を実施する との答弁がありました。

認可区域内において下水道への接続を希望していても、立地的に整備が困難な宅地があった場合の対応について ただしがあり、基本的には認可区域から除外し、接続意思の調査対象からも外すべきものと考えている との答弁がありました。

5年後に予定しているとされたさらなる値上げの改定幅を抑えるための取り組みについて ただしがあり、老朽化した施設を計画的に修繕することで突発的な修繕にかかる費用を抑え、また、工事費削減による減価償却費の抑制、人員配置の適正化による人件費削減に努める との答弁がありました。

令和元年6月定例会の本委員会における高資本費対策に係る交付税措置に関する説明では、使用料を値上げしないと今年度の交付税が約6,000万円の収入減となると受け取れたが、その認識でよいか とのただしがあり、交付税措置がなくなる部分においては当時の説明どおりであるが、収入減となる時期については2年後の令和3年度ということである。また、6月定例会において値上げに係る条例改正案が否決されたことにより、今年度中の減収分を資本費平準化債の借り入れにより対応することで、その償還金に対する交付税約4,000万円については以降20年間において交付措置されることから、実質減収見込み額は約2,000万円に抑えられたことになる。なお、当該条例改正案が可決された場合には、令和4年度以降の高資本費対策に係る交付税措置が適用される との答弁がありました。

今回、今後10年間の経営予測は示されているが、それ以降の経営計画も策定すべきではとのただしがあり、策定の必要性はあると考えており、健全な経営に向け情勢の変化に対応した取り組みを進めていくとの答弁がありました。

公営企業法が適用されたことで、原則市費負担ということではあるが、営業費用が増加することに加え、今後、人口減少に伴い使用水量も減ってくる中で、継続的な事業経営には値上げによるほかないとの見方についてどう考えるかとのただしがあり、国の方針が変わったことにより公営企業法が適用され事業経営が困難な状況になっているが、健全経営に努め、できるだけ市民生活に影響を及ぼさない取り組みを進めていくとの答弁がありました。

滞納整理に向けた取り組みについてただしがあり、徴収については業務委託しているが、市が毎月業務の成果報告を受けモニタリングを実施している。その中で、徴収率向上に向けた取り組みを促す指導を行うとともに、徴収が困難な債権については法的措置を講じることも検討するとの答弁がありました。

紀の川流域下水道維持管理負担金の軽減に向けた活動状況についてただしがあり、県に対し負担金軽減について申し入れしている。また、県主導のもとで、伊都・那賀地域による広域化の研究や、伊都浄化センターにおける汚泥処理費削減などの調査研究を行っているとの答弁がありました。

今回の値上げによる増収見込み額についてただしがあり、年平均約7,700万円を見込んでいるとの答弁がありました。

今後、使用料収益の減少が予想される中、下水道事業の整備計画自体を抜本的に見直すべきと考えるがとのただしがあり、下水道整備にかかる費用は莫大で、確かに効率が悪

い区域を整備していることもあり、今後は既存の設備を維持管理することと並行し、代替案を検討し方向性を決定していく必要があると考えているとの答弁がありました。

認可区域外の宅地で下水道利用を希望する方への対応についてただしがあり、一定の要件を満たす場合は、例外的に所定の手続きを行うことで接続は可能としている。なお、接続工事にかかる費用は自己負担となるとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、消費増税が実施される中、使用料が今後10年間において2段階の値上げが予定されており、今回の値上げにより市民生活に及ぼす影響は大きいことから、本議案に反対するとの討論がありました。

原案に賛成の立場から、下水道整備計画を進める上での課題があり、値上げ自体には心から賛成できるものではないが、値上げを先延ばしすることは将来に負担を強いることになる。また、経営改善につながる方法を市全体で協力して検討すべきと考え、本議案に賛成するとの討論がありました。

議案第19号は、新たに臭気対策用の可燃ごみ指定袋、及びリサイクルごみ指定袋を新たに特定するもの、並びに学校教育法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

委員から、可燃ごみ指定袋（大）と臭気対策用可燃ごみ指定袋の原価についてただしがあり、1枚当たり可燃ごみ指定袋（大）は11円、臭気対策用可燃ごみ指定袋は24円であるとの答弁がありました。

全ての可燃ごみ袋を臭気対策用にする考えはあるかとのただしがあり、現在は当該ごみ袋の製造業者が限られていることから大量に調達することは困難であるが、今後は販売数を考慮した上で検討するとの答弁があり

ました。

討論に入り、原案に反対の立場から、臭気対策用ごみ袋が可燃ごみ指定袋（大）と比べ高く、可燃ごみ指定袋（大）と同じ価格設定にしてほしいという思いから、本議案に反対する の討論がありました。

原案に賛成の立場から、原価が高ければ販売価格が高いのは当然のことで、また、今後、臭気対策用ごみ袋の売れ行きが良好であれば原価が下がることも考えられることから、本議案に賛成する の討論がありました。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）おはようございます。

議案第18号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

6月議会で一度否決されたのに、また値上げ案というのが市民の思いです。4年間は10㎡税込み1,760円ですが、令和6年から10年はさらに15%の値上げを行うということによって2,020円になります。今後、2回目の改定幅を抑えられるように取り組みを進めるということですが、赤字分を値上げで補うという考え方は変わりません。そもそも橋本市の下水道事業は、企業会計として成り立つものではありません。赤字分を下水道使用料で負担するとなれば、今後も値上げし続けることになってしまいます。

下水道事業は、トイレの水洗化などにより衛生的な生活環境に改善するだけでなく、公共用水域の水質保全で全市民の生活環境を改善することができます。今、年金は上がらない、消費税率のアップ、保険料の引き上げなど、市民の負担が増えている中で、下水道料金まで引き上げるのではなく、できるだけ負担を増やさない方法をとるべきだと考えます。

以上をもって反対討論とします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

1番 岡本さん。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）議案第18号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

下水道事業がこれから先、将来的にも安定した事業として継続していけるようにするためには、現在の経営状況の改善というのは避けられません。料金の改定は受け入れなければならないと考えております。

前回、6月議会の料金改定案は値上げ幅が非常に大きく、市民生活に与える影響が極め

て大きいものであるという理由などによって否決となりましたが、今回の料金改定案は、10年間で発生する見込みの累積欠損金を一度の改定で回収するのではなくて、5年区切りで2段階の料金改定を考えることで前回の改定案よりも1回の値上げ幅を抑えたものとなっており、前回の否決理由に対する修正案としては一定の評価ができるものであります。本改正案については賛成とさせていただきます。

ただし、5年後には再度料金改定を行うということでありますので、できる限り値上げ幅を抑えるよう努力していただかなければなりません。計画区域の見直しなど、将来負担の軽減についてもしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

また一方で、下水道には都市機能の強化というインフラとしての重要な役割もありますので、難しい課題ではありますけれども、計画区域の見直しに関しては慎重に検討していただき、バランスのとれた事業展開をしていただくことを要望します。

以上、現在の下水道事業の状況を理解し、今後の事業展開について要望を行った上で、本案について賛成といたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

17番 岡さん。

〔17番（岡 弘悟君）登壇〕

○17番（岡 弘悟君）私は、この議案第18号については賛成の立場で討論させていただきます。

6月議会からも一貫してこの値上げについては賛成の立場をとらせていただいているんですけども、問題になっているのはもちろん値上げというものに対してはやはり賛成しにくい。ただ、今の現状、特に基準内と基準外の繰り入れ、その基準外の繰り入れというのが異常に多い。その基準外の繰り入れとい

うのは受益者負担ばかり求めているのではなくて、基準内繰り入れの中には下水道がない方たちの負担も入っている。この基準外の繰り入れの中にももちろん入っている。その基準外の繰り入れが非常に多い。それは下水道を整備されていない方への負担が非常に多いということなので、やはりそういう考えのもとではある程度受益者負担というのは必要ではないか、そのように考えます。

それと、もう一つこの値上げ、今回賛成させてもらって、委員長報告のとおり経済建設委員会では通っているということなんですけども、6月議会で否決して、今回委員会では可決されておると。委員会ですわね、全体ではないですよ、可決されているという中で、値上げの幅が一定量抑制されている、そういった部分ももちろんそれが考慮されて経済建設委員会の中では議論されたと思うんですけども、ただ、一点気になるのは委員長報告でもありましたけれども、やはり最初6,000万円の交付税措置がなくなるということで非常に危惧しておりました。今回は平準化により約2,000万から2,300万円の間と思います。

我々議会として、市民の負担はもちろん、今回10年間ではありますけども、2段階の第1段階としては市民の負担が減るということで、前回よりは値上げ幅が少ないということで非常にいいことだと思うんですけども、先ほど討論でもありましたけども、将来の負担に残さないためにも、やはりこの2,000万円については我々市議会で考えていかなければいけないと思います。どう考えていくかというのは今後また議会で考えたらいいと思いますけども、そういった部分も含めて、市民の負担がより少なくなるよう議会として考えていくことも含めて、私は賛成したいと思います。これで賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）それでは、私から反対の討論ということで、議案第19号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

事業所のごみの減少がまだまだ少ない中で、市民はごみの分別により可燃ごみの減量化に協力していく中で、年間の可燃ごみ総量も減少していています。さらに、週1回収集にも協力しているわけでありまして。現在の可燃ごみ指定袋（大）のサイズで1袋50円です。今後もさらに市民の協力で可燃ごみの減量化に一層取り組んでいくために、コスト、原価の違いはありますが、臭気対策用可燃ごみ指定袋も50円の同額にして市民へ協力を求めていく行政の姿勢を示していくことが大事で、市民サービスとして進めてほしいと思います。

以上の理由で、本条例に反対の立場で討論いたしました。どうぞよろしくお願いいたします

ます。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

17番 岡さん。

〔17番（岡 弘悟君）登壇〕

○17番（岡 弘悟君）私は賛成の立場で討論させていただきます。

賛成の立場なんやけど、先ほど、10番議員が討論された内容なんですけど、確かに今、週1回になっていく中で、やはりごみのおいの問題というのは非常に大変やと思います。実際、私も夏場は家に置いておくと非常にごみのおいがして、リビングとかがすごく臭くなったりするんで。それで、賛成の立場なんですけども、これが好評で、もちろんコストが高いというのはあるとは思いますが、今の可燃袋と置きかえるぐらいの売り上げができるのであれば、やはり今の50円の可燃袋と同じ値段にはしていくべきやと僕は思うんです。なぜかと言いますと、10番議員が討論されたように、やはり週1回にしていくというのはもちろん行政と市民の協働であり、一緒に取り組んでいる中で進めていくべきものだと思います。やはりそれは市民の負担もある中で、行政もある程度はその市民の負担に応える形でそれを考えていかなければいけないと思います。だから、その部分というのはコストだけで考えていく部分ではないと思います。

だから、今後に対して、これ、要望なんですけども、やはりこのごみ袋が一般に広まるようであれば、薄利多売ということになるとは思うんですけども、コストのある程度の収益が超えた部分でやはり50円にはしていただきたい。これは要望ですけども、ただ、そういった要望も含めて、今回は賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第14 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について の6件

○議長（土井裕美子君）日程第9 議案第13号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第14 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について までの6件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）去る12月5日の本会議において本委員会に付託された議案第13号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例について、議案第15号 橋本市指定訪問看護事業基金条例を廃止する条例について、議案

第16号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月10日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第13号、議案第14号及び議案第16号は、いずれも橋本市民病院事業と橋本市指定訪問看護事業の統合に伴う条例の制定及び改正で、議案第13号は、橋本市民病院に訪問看護ステーションと居宅介護支援事業所を設置し、橋本市民病院の附帯事業として指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業を実施するため、所要の改正を行うものであり、議案第14号は、橋本市病院事業、橋本市指定訪問看護事業等の使用料及び手数料について、従来の条例から排除し新たに定めるもの、議案第16号は、橋本市特別会計から指定訪問看護事業特別会計を廃止するものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

議案第15号は、橋本市民病院事業と橋本市指定訪問看護事業の統合に伴い、橋本市訪問看護ステーションが有する基金を橋本市民病院の事業会計に繰り入れ管理することから、本基金条例を廃止するものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

議案第23号については、橋本こども園について、現在の指定管理者である社会福祉法人子どもの家福祉会による施設の運営実績等の評価に基づき、引き続き同法人を指定管理者として令和2年4月から令和7年3月までの5年間指定するものである。

委員から、幼稚園部分の園児数が年々減少していることについて ただしがあり、働く保護者が増えていること、また、子ども・子育て支援新制度が始まり保育の入園条件が緩

和されたことで、パートタイムのような短時間就労であっても保育園に入園することができるようになったためであるとの答弁がありました。

働く保護者が増えたということであるが、延長保育の利用は増えているかとのただしがあり、橋本こども園における延長保育の実施は令和元年度からであり具体的な傾向は把握していないが、実際に18時30分を過ぎて閉園間際まで預かっている子どももおり、ニーズは間違いなくあるとの答弁がありました。

幼児教育・保育の無償化により市の負担がかなり増えてくると思うが、見込み額はとのただしがあり、今年度は全額国費による負担となっているが、令和2年度からは保護者負担の4分の1相当額が市の負担となる。試算では、1年間で約6,000万円から6,500万円の負担増と見込んでいるとの答弁がありました。

保護者からのアンケートによる評価に一部厳しい意見があったことで、法人職員が一丸となり信頼回復と改善に向けて園の運営に取り組んでいるとのことだが、具体的な取り組み内容はとのただしがあり、以前より保護者から要望のあった給食試食会を今年から開始している。また、昨年雨で中止になった親子フェスティバルについて、今年は東家体育館を事前に押さえ、雨の場合にも開催できるよう努めていた。その他発表会において、後ろの席から子どもの姿が見えないという意見が例年あったので、今年は2日に分けて発表会を行う等の取り組みを行っているとの答弁がありました。

市職員の現地調査による評価において、食育を通して子どもたちが楽しく食べ、食べる意欲が育つよう工夫しているという項目がBとなっている理由についてただしがあり、当該項目は八つの小項目から最終的な評価を

決定しているが、調理員と子どものコミュニケーションが図られているかという小項目の評価が厳しかったため、最終的にB評価になったとの答弁がありました。

子育て支援拠点事業の延べ利用者数について、平成27年度利用者が極端に少ないことについてただしがあり、新園舎の建設工事が開園に間に合わなかったことにより、平成27年度は約11カ月間、橋本東保育園のホールなどで子育て支援拠点事業を行ったが、週3回の開催が限界であったため利用者が少なくなっているとの答弁がありました。

議案第24号については、応其こども園について、現在の指定管理者である社会福祉法人顕陽会による施設の運営実績等の評価に基づき、引き続き同法人を指定管理者として令和2年4月から令和7年3月までの5年間指定するものである。

委員から、市職員の現地調査による評価において、子どもたちにとって園生活が楽しく快適に過ごせるようにしているという項目がBとなっている理由についてただしがあり、小項目において、一人ひとり子どもがくつろいだり落ちつけるよう工夫をしている、や、植物や小動物に触れ楽しみながら育てることができるよう工夫をしているという点において、もう少し努力の余地があるという判断からB評価となったとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、議案第13号、議案第14号及び議案第16号を一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について と、議案第14号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例について と、議案第16号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について の3件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、議案第13号、議案第14号、議案第16号の3件については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 橋本市指定訪問看護事業基金条例を廃止する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありません

ので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。